

# 第11章 計画の推進体制



## 1 計画の推進

健康づくり、食育<sup>(\*)</sup>、歯科口腔保健、自殺対策を推進するためには、市や地域、関係団体等が連携を図りながら効果的な取組を行うとともに、市民が主体的に取り組む健康づくりなどの実践を支援する体制を整備することが必要です。

### (1) 情報提供の充実

- 市民や関係団体などがそれぞれの健康づくりに取り組みやすくなるよう、健康づくりに関わる情報収集及び「広報いるま」や市公式ホームページ、SNS等を通じた情報の発信を充実していきます
- 市専門職による出張講座や健康教室など、直接対話による広報活動の充実を図ります
- 子育て世代から高齢者まで、ライフステージに合わせた健康づくりに関する情報を各種イベントや教室で提供していきます

### (2) 計画推進体制の充実

- 市民が健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域で相互に支え合う地域ぐるみの健康づくりを支援します
- 地域団体、ボランティア団体、教育機関、企業などへ広く情報を発信するとともに、保健・医療・福祉の関係団体などと連携を図り、健康づくり活動が地域に根づくよう支援を行います
- 地域の健康課題について情報提供を行うとともに、課題の解決に向けた取組を実施していきます
- 「第4次健康いるま21計画」の目標を達成するために、庁内において「健康いるま21推進会議」及び「健康いるま21ワーキングチーム」を設置し、関係機関や関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます

## 2 計画の評価

「第4次健康いるま21計画」の評価については、「健康いるま21推進会議」や「健康いるま21ワーキングチーム」において、年度ごとに取組の状況を確認、評価を行い、入間市健康福祉センター運営協議会において報告します。また、その他計画についても連絡会や庁内会議等において報告します。

計画の中間年度(令和12年度)には、市民健康実態調査による中間評価を行い、必要に応じて施策の見直し等を行います。最終年度にも、市民健康実態調査を実施して本計画の最終的な評価を行い、次期計画における施策に反映させていきます。

なお、計画期間中に国・県等の動向や社会情勢等の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



